

公共交通機関対策等特別委員会資料  
令和4年5月27日

## 世田谷区における交通安全・自転車施策について

土木部交通安全自転車課

## 目 次

### 交通安全・自転車施策

1-1	交通安全啓発	-1
1-2	自転車安全利用啓発	-2
1-3	自転車等の利用に関する総合計画	-4
1-4	放置自転車対策	-4
1-5	自転車等駐車場・レンタサイクル	-5
1-6	自転車通行空間の整備	-7

## 交通安全・自転車施策

### 1-1 交通安全啓発

#### (1) 交通安全啓発の推進

警察、交通安全協会、町会・自治会、学校・PTA等と連携し、区として交通安全啓発を進め、交通事故の防止、安全・安心なまちづくりを推進する。

#### (2) 区内の交通事故の現況

全国、都内、区内とも、交通事故件数、負傷者数はこれまで減少を続けていたが、都内、区内においては、平成29年にいったん増加するなど、横ばい状況が続いている。区内の交通事故件数は都内ワースト2位に、自転車事故件数は増加し都内ワースト3位からワースト1位になった。自転車関与率（交通事故全体に自転車事故が占める割合）が47.8%と全国平均22.8%の約2倍の水準に達しており、自転車事故が多い。

		令和3年	令和2年	前年比
区内	交通事故件数	1,652	1,522	+130
	自転車事故件数	879	743	+136
	自転車関与率(%)	47.8	44.0	+3.8
都内	交通事故件数	27,598	25,642	+1,956
	自転車事故件数	13,332	11,443	+1,889
	自転車関与率(%)	43.6	40.6	+3.0
全国	交通事故件数	305,196	309,178	-3,982
	自転車事故件数	72,662	70,291	+2,371
	自転車関与率(%)	22.8	21.9	+0.9

#### (3) 区の取り組み内容

##### ① 交通安全計画

交通安全対策基本法に基づき、昭和46年度以降、10次にわたって策定・実施してきており、令和3年度に第11次交通安全計画(令和3年度～令和7年度)を策定した。

##### ② 全国交通安全運動(春・秋)

区民一人ひとりに交通安全の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故を防止するため、例年、春・秋それぞれ10日間にわたり運動を展開している。なお、令和3年度の交通安全運動自体は実施されたが、新型コロナ感染拡大防止のため、多くの町会等によるテント設置は自粛されている。

##### ③ 「交通安全都市宣言せたがや」区民のつどい

交通安全都市宣言の趣旨をふまえ、区内4警察署と協力して毎年9月に区民のつどいを開催し、交通安全に関する区民の関心の向上を図っている。なお、令和3年度は新型コロナ感染拡大防止のため開催していない。

#### ④ 交通安全教室

区立小学校全校で、P T A への委託により交通安全教室を毎年度開催している。区立中学校全校では3年に1度の頻度でスタントマンが目の前で交通事故の様子を再現するスケアード・ストレート方式の交通安全教室を開催している。

また、私立幼稚園等で幼児向け交通安全教室をN P O に委託し開催している（令和3年度11園で実施）。

地域のイベント等の機会を活用し、一般区民向けの交通安全教室を開催している。（令和3年度は屋外で実施）

#### ⑤ セーフティドライブの推進

世田谷ナンバーの導入を契機として、より人に環境にやさしく安全な運転を推進するため、「やさしく走ろう世田谷」横断幕・懸垂幕の掲出や啓発リーフレットの配布を実施している。

#### ⑥ 「歩きスマホ」の防止

区民からの苦情の多い「歩きスマホ」に対し、平成30年度から（一社）電気通信事業者協会と協働して、区庁有車へのマグネットシート掲出しており、令和2年度よりデジタルサイネージや区のお知らせ等の広報媒体を活用して啓発を実施している。



マグネットシート

## 1-2 自転車安全利用啓発

### (1) 自転車安全利用啓発の推進

区内の自転車事故は多いことから、平成24年4月に自転車に乗る際の心構えを示した「世田谷区民自転車利用憲章」を制定し、自転車の走行ルールやマナーの普及浸透を図るなど、自転車安全利用に関する啓発を、オンライン講習を含めて進めている。

### (2) 区の取り組み内容

#### ① 小・中学生への取り組み

区立小学校では、毎年度開催する交通安全教室の中で、自転車教室を実施している。また、区立中学校では3年に1度の頻度で実施するスケアード・ストレート方式の交通安全教室の中で自転車事故を重点的に採りあげるほか、学校側の要望に応じて警察の協力により自転車安全講習を実施している。

#### ② 区内事業者への取り組み

平成25年7月に「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、通勤や事業に自転車を使用する事業者に対し、従業者への自転車安全講習の実施等が努力義務として課せられたことを踏まえ、介護事業者など自転車使用の頻度の高い業種を中心に、区内事業者からの相談等に基づき自転車安全講習実施の呼びかけと講師紹介、資料・情報提供等の支援を行っている。

#### ③ 区内大学への取り組み

大学生向け保険の統計によると保険金請求件数・金額とも自転車事故がトップで、特に新入生時期に多い。このことを踏まえ区内11大学（12学部）に対し、新入生に向けた自転車安全利用啓発や自転車通学者に対する自転車安全講習受

講等呼びかけるとともに、啓発資料の配布、講習の実施等の支援を進めている。

#### ④ 子育て世帯への取り組み

チャイルドシート付自転車は、もはや子育てに欠かせないものとなっている。自転車事故件数の多い20～40歳代はまさに子育て世代であり、保育園や幼稚園に保護者に一声かけてもらうよう依頼している。

また、小学校PTAに対して保護者向けの自転車安全講習の実施を呼びかけ、子育て支援ひろば等と協働して「子育て自転車（チャイルドシート付自転車）」体験講習を実施するなど、啓発機会の拡大を図っている。

子育て自転車のためのガイドブック『子育て自転車の選び方&乗り方』を幼稚園、保育園、おでかけひろば、各総合支所保健福祉センター健康づくり課、子ども家庭支援課等に配布している。



#### ⑤ 高齢者への取り組み

身近なまちづくり推進協議会等と連携し、身近な地区での自転車安全講習の実施を図っている。（令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催要望なし）

#### ⑥ 自転車安全利用推進員の育成・支援

区民による自主的な自転車安全利用啓発の取り組みを促進するため、平成26年度から自転車安全利用推進員の育成・支援を進めている。平成29年度からは区立小学校のPTA校外委員も推進員になっていただいている。

##### 【自転車安全利用推進員人数】

令和3年度：56名＋区立小学校各校PTA校外委員

##### 【自転車安全利用推進員の活動例】

区民の持つ様々な地域ネットワークを活かし、身近なところで、それぞれの強みを活かした独自の取り組みを進めている。（自転車安全講習の実施、地域のイベントでの啓発、地域主体のスケアード・ストレート方式による交通安全教室の実施、自転車安全利用キャンペーンの実施等）

#### ⑦ 区民交通傷害保険の実施

区民の自転車保険、特に自転車加害事故に対する損害賠償に対応した保険への加入を促進するため、世田谷区「区民交通傷害保険」を30年度から実施した。今年度は区内金融機関（郵便局を含む）で5月2日（月）～6月30日（木）に加入申込を受け付ける。区では広報、ちらし・ポスターの配布等により周知を進める。

##### 【令和3年度実績】

令和3年度：13,195人（令和2年度：14,242人）

少ない保険料で大きな補償

## 区民交通傷害保険

**自転車賠償責任プラン**  
XJ・AJ・BJ・CJ  
コースにセット

日本国内示談交渉  
サービス付

令和4年度用 ご案内(リーフレット)



**世田谷区**

※ご加入対象者は、令和4年7月1日時点で世田谷区にご住所のある方および在勤者・在学者です。  
※申込開始日は、令和4年5月2日(月)です。  
※保険期間は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までです。

**重要なお知らせ**

「東京都自転車条例」が改正され、令和2年4月より自転車利用者は、自転車賠償責任保険等への加入が義務化されました。  
自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース(XJ・AJ・BJ・CJコース)へのご加入をおすすめします。  
※正式名称「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」

-1-

加入申込書

世田谷区の「区民交通傷害保険」ご加入のおすすめ

令和4年7月1日からの「区民交通傷害保険」の募集についてご案内します。この機会にぜひ加入をご検討ください。内容についてはリーフレットをご覧ください。ご不明な点は下記の世田谷区窓口もしくは関係部署までお問い合わせください。

ご加入のお手続き

申込期間	令和4年5月2日から6月30日まで <small>※平日9時から午後5時まで</small>
申込資格	令和4年7月1日現在、世田谷区に住所のある方および在勤・在学者
保険期間	令和4年7月1日(午前0時)から令和5年6月30日(午後12時)まで1年間
申込方法	加入申込書に住所、氏名等の必要事項をご記入のうえ下記の金融機関窓口で保険料をお支払いください。 区の定める金融機関 ゆうちょ銀行・郵便局・金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、協同) ※加入申込書およびリーフレットは金融機関窓口(5月2日から設置予定)でご請求ください。

一時払保険料 保険金額	コース	補償内容	一時払保険料	最高保険金額
XJ	A	区民交通傷害Aコース + 自転車賠償責任プラン	1,400円	35万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
		区民交通傷害Bコース + 自転車賠償責任プラン	1,900円	150万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
		区民交通傷害Cコース + 自転車賠償責任プラン	2,500円	350万円(交通傷害) +1億円(自転車賠償)
AJ	B	区民交通傷害Bコース	900円	600万円(交通傷害)
		区民交通傷害Cコース	1,500円	350万円(交通傷害)
		区民交通傷害Dコース	2,500円	600万円(交通傷害)

※各コースに傷害補償(最高保険金額60万円)も自動セットします。  
※自転車を利用する場合は「自転車賠償責任プラン」がセットされたコース(XJ・AJ・BJ・CJコース)へのご加入をおすすめします。  
※別添となる募集等の詳細は、リーフレットをご覧ください。

※チラシは、掲載のご説明です。詳細につきましては、お問い合わせ先までご確認ください。

【お問い合わせ先】  
世田谷区 土木部交通安全自転車課  
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1 (電話03-6432-7966)  
平日午前9時から午後5時まで

【引当保険会社】  
損害保険ジャパン株式会社 東京公営開発部営業開発課  
〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (電話03-3349-9666)  
平日午前9時から午後5時まで

5/21-1548 19第4年2月18日発行

リーフレット

### 1-3 自転車等の利用に関する総合計画

自転車等の利用に関する総合計画は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に規定された法定計画であり、自転車等駐車対策協議会の意見を聞いて令和3年7月に策定した。

なお、新型コロナウイルスの影響を受けた自転車乗入台数の将来需要推計は、令和3年度の実態調査の結果を受け、令和4年7月に追補版を策定予定。

### 1-4 放置自転車対策

#### (1) 背景と目的

駅周辺の放置自転車を防止し、歩行者にやさしい街の環境を整備することを目的として、区は、昭和59年4月に「世田谷区自転車等放置防止条例(現在の世田谷区自転車条例)」を制定するとともに①自転車等駐車場の整備、②自転車等の放置防止への啓発活動の実施、③放置自転車等の撤去を柱として、放置自転車対策を行ってきた。

#### (2) 現況と課題

自転車等駐車場の整備や自転車利用者への啓発、放置自転車の撤去を継続して実施した結果、平日昼間時における駅周辺の放置自転車等の台数は、昭和62年度に約33,000台あったが、令和3年度は昨年度に引き続きコロナ禍による外出自粛の影響もあり、981台に減少した。引き続き駅ごとの放置の状況や原因を分析し、対策を図っていく必要がある。

#### (3) 事業内容

##### ① 啓発活動

- ・ 放置自転車クリーンキャンペーンの実施  
区民、商店街、鉄道事業者等と連携し駅前等でキャンペーンを行っている。
  - ・ 整理誘導業務の実施  
区内14駅周辺に整理誘導員を配置し、駐輪場への誘導等を行っている。
- ② 放置自転車の撤去・保管・返還
- ・ 駅周辺等における撤去活動の実施
- 【令和3年度実績】
- |      |         |
|------|---------|
| 撤去台数 | 17,426台 |
| 返還台数 | 12,700台 |
- ・ 放置自転車保管所の運営（7箇所）
  - ・ 自転車コールセンターの運営
- ③ 処分対象自転車の有効活用
- 撤去した放置自転車のうち、引き取り手のない自転車を有効活用している。
- 【令和3年度実績】
- |        |                     |
|--------|---------------------|
| ・ 海外譲与 | 220台                |
| ・ 売却   | 3,893台（収入額：6,626千円） |

#### （4）今後の進め方

放置台数のさらなる減少に向けて、啓発や撤去活動を継続して行うとともに処分対象自転車の売却等を通じて、事業にかかる経費負担の軽減を目指す。

## 1-5 自転車等駐車場・レンタサイクル

### （1）背景

自転車は、通勤通学や買物の際に便利で手軽な乗り物として利用されており、コロナ禍において「密を避けられる移動手段」として見直されている。

これまで、放置自転車対策の一環として、また駐輪需要の増加に対応するため、自転車等駐車場を整備することで自転車利用環境を整えてきた。

さらに、①自転車のシェアリングによる総量抑制、②自転車の放置防止、③自転車等駐車場の効率的な利用を目的として、平成6年3月からレンタサイクル事業を展開してきた。なお、自転車等駐車場及びレンタサイクルの運営・管理については、民間事業者のノウハウを活用することにより、区民サービスの向上を図るために、平成17年以降、指定管理者制度を導入している。

### （2）現況と課題

#### 1）自転車等駐車場

① 区内の自転車等駐車場は区立と民間を合わせて155箇所、収容台数は約53,000台であり、通勤・通学等の長時間駐輪需要を対象とした対策は、自転車等駐車場の量の観点からは一定の成果を上げている。今後は自転車等駐車場の質の向上の観点から、老朽化した施設や設備の修繕、改修、改築を計画的に行なっていくことや、買い物等の短時間駐輪需要への対応が求められる。

② 子育て世代を中心としたチャイルドシート付電動アシスト自転車等の大型自転

車の利用が増加しているため、これに対応した自転車等駐車場の整備、改修が必要である。

- ③ 小田急線及び京王線の連続立体交差事業の進捗に伴い、鉄道事業者と連携し、需要に見合った駐輪場の整備が必要となる。

## 2) レンタサイクル・コミュニティサイクル

- ① 区内の南北交通を補完する移動手段として一定程度は定着しているものの、利用実態等も踏まえながら、今後のコミュニティサイクルの在り方について検討を行う必要がある。

### 【令和3年度実績】

- ・自転車管理台数 1, 363台 (年間平均)
- ・利用率 102.1% (施設平均)

- ② 高低差がある地域や高齢者に対応するため、需要が多い電動アシスト付自転車の増加を検討する必要がある。
- ③ 平成23年10月より、コミュニティサイクルポートについて民間事業者と締結していたネーミングライツ契約を、令和4年4月1日に更新し (契約期間：令和7年3月31日まで)、税外収入を確保している。

## 3) 民間シェアサイクル

区民の移動利便性向上を図り、コミュニティサイクルシステムの補完可能性について検証するため、令和2年4月から令和4年3月まで民間シェアサイクル事業者と連携し実証実験を行った。また、これまでに確認された課題に対する解決手法とコロナ禍における効果を見極めるため、期間を2年間延長し、実証実験を行っている。

## 4) 自転車等駐車場附置義務・民営自転車等駐車場整備への助成

区では百貨店、スーパーマーケット、金融機関、遊技場等の娯楽施設など大量に自転車の駐輪を発生させる施設に対して、施設規模に応じた自転車等駐車場の附置義務を条例で課している。

また、民間事業者等が行なう駅周辺等の自転車等駐車場の設置事業に対し、自転車等の放置防止に寄与すると認められた事業を対象に、建設部分に要した経費の3分の1以内、かつ限度額以内で助成をしている。

### 【令和3年度実績】

- ・大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務  
新規受付16件、完了8件、整備369台
- ・民営自転車等駐車場育成補助金  
1件 補助金額2,000千円

## (3) 今後の進め方

引き続き、官民連携により自転車等駐車場の整備や区コミュニティサイクルの充実・民間シェアサイクルの支援を継続して進めていく。

また、特に、街づくり事業による整備が進む下北沢駅周辺、千歳烏山駅周辺及

び慢性的な自転車等駐車場の収容台数不足が指摘されている三軒茶屋駅周辺において、利用実態や駐輪需要を踏まえながら新たな駐輪場施設の整備や既存施設の改修を検討していく。

また、自転車等駐車場附置義務制度について、令和3年度に引き続き実態調査を実施し、利用実態を踏まえた効果的な運用について検討する。

## 1-6 自転車通行空間の整備

### (1) 背景と目的

自転車は、通勤、通学、買物などの移動手段として、多くの人々に利用され、健康志向や環境意識の高まりなどから自転車利用者は増加傾向にあり、都市内交通において重要な移動手段となっている。一方、歩道上などにおいて、通行ルールを守らず、歩行者が危険と感じる自転車が増加している。

区では、これまでも区民が安全で快適に自転車を利用できるよう、自転車通行空間の整備を進めてきたが連続性のある自転車通行空間ネットワークの構築が求められている。

このため自転車通行空間ネットワークの構築を計画的に取り組むこととし、区内にある国道・都道、隣接自治体の道路との連続性を確保しながら、自転車・歩行者がともに安全で快適に通行できる環境を整備し、また、区民の日常生活を支援する自転車ネットワークを形成するため、区内全域を対象に「世田谷区自転車ネットワーク計画」を平成27年3月に策定した。

現在は、この計画に基づき、自転車通行空間の整備を進めている。

### (2) 事業内容

世田谷区自転車ネットワーク計画で定めた自転車ネットワーク路線において、下記に示した3つの整備形態のいずれかにより、自転車通行空間の整備を行う。各路線の整備形態は、道路の幅員や断面構成などの構造的条件、自動車の交通量や規制速度などの交通状況を考慮して選定する。



※写真は整備イメージ

- ①自転車専用通行帯    ②自転車走行帯  
(ブルーゾーン)    ③自転車走行位置表示

#### 【令和3年度実績】

- ・自転車走行位置表示（自転車ナビマーク・青色矢羽根） 8,989m

#### 【これまでの実績】

- ・自転車通行空間整備延長合計 46.0km

### (3) 今後の進め方

世田谷区が管理する自転車ネットワーク路線については、全路線（延長約167.4km）から優先的に整備すべき路線（延長約72.5km。以下、「優先整備路線」という。）を選定し、効果的かつ効率的に自転車通行空間の整備を進める。優先整備路線の整備は令和6年度（2024年度）までとし、全路線の整備は令和7年度（2025年度）以降の早期に完了を目指す。

また、道路の新設や改修工事を予定している路線については、コスト縮減の観点から、その工事の際に自転車通行空間の整備を行う。

平成27年度～令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）～
優先整備路線の整備	その他の路線の整備
道路の新設・改修工事を行う路線の整備	

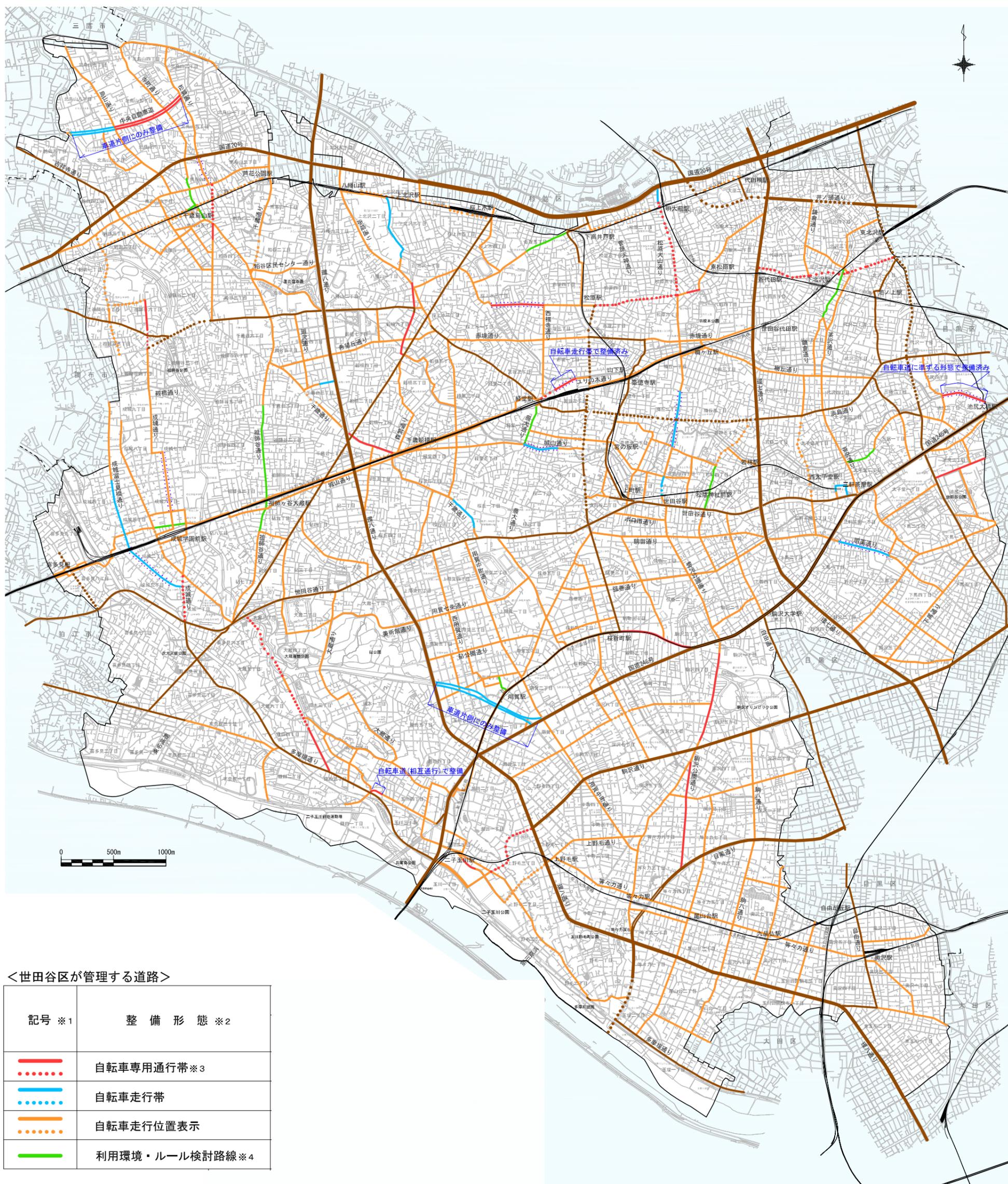
# 資 料

3 区立自転車等駐車場一覧(有料・無料)

令和4年2月4日現在

路線	最寄駅	区立駐車場名	所在地	問い合わせ先 電話番号	開設年月 (無料)	収容台数								月ごめ料金		管理人	料金機			駐民 輪場間	開設 時間			
						自転車				原付				合計	自転車		原付	月ごめ	日ごめ			時間ごめ		
						月ごめ	日ごめ	時間ごめ	小計	月ごめ	日ごめ	時間ごめ	小計											
1	代田橋	代田橋	大原2-21先	5300-9298 (明大前南)	H13. 9 H26. 4移設	0	0	70	70	0	0	0	0	70	-	-	×					24h		
2	明大前	明大前南	松原2-22-6	5300-9298	H7. 2	188	186	0	374	11	10	0	21	395	1800円	3000円	×					24h		
3		明大前高架下	松原1-45先		(H6. 3)									(300)	無料									
4	下高井戸	下高井戸北	松原3-31-1	5300-9298 (明大前南)	H10. 10	0	0	147	147	0	0	0	0	147	-	-	×					24h		
5		下高井戸南第二	松原3-15-11		H27. 12	0	0	112	112	0	0	0	0	0	112	-	-	×					24h	
6		下高井戸駅前	赤堤4-40-11		H28. 1	0	0	95	95	0	0	0	0	0	95	-	-	×					24h	
7	京王線	桜上水	桜上水南	桜上水4-18-13	3303-6495	H6. 3	502	311	0	813	10	10	0	20	833	1800円 2000円	3000円	○	○	○		24h		
8		上北沢	なし																			24h		
9	八幡山	八幡山北	上北沢4-35-12	5317-5838 (八幡山北)	H4. 9	604	260	0	864	20	8	0	28	892	1800円	3000円	○					24h		
10		芦花公園	芦花公園北	南烏山3-2-1	H18. 4	90	0	0	90	0	0	0	0	90	1800円	-	×						24h	
11	千歳烏山	烏山地下	南烏山6-2-21	5384-1441 (烏山地下)	H2. 7	0	1,078	0	1,078	0	0	0	0	1,078	-	-	○					24h		
12		烏山北	南烏山6-6先		H8. 9 (H7. 1)	862	0	0	862	15	0	0	15	877	1800円 1500円 1300円	3000円 2500円	×							
13		烏山北第二	南烏山6-30先		H8. 9	101	0	0	101	0	0	0	0	101	1800円	-	×							
14		烏山北第三	南烏山4-10-4		H12. 10	40	0	0	40	0	0	0	0	40	1800円	-	×							
15		新烏山南	上祖師谷1-37-10		3307-8184 (新烏山南)	H28. 4	842	0	100	942	0	0	0	0	942	2000円 1300円	-	○	○					24h
16		烏山南第二	南烏山5-10-11		H12. 10	28	0	0	28	0	0	0	0	28	1800円	-	×							
17		烏山南第三	南烏山5-18-19		H12. 10	25	0	0	25	20	0	0	20	45	1800円	3000円	×							
18		烏山南第四	南烏山5-20-1		H18. 4	74	0	0	74	0	0	0	0	74	1800円	-	×							
19		烏山中央	南烏山5-17-23		3305-5451 (烏山中央)	H20. 4	1,436	0	345	1,781	0	0	52	52	1,833	1300円 2000円	-	○	○					
20		烏山駅前	南烏山5-13-1		H27. 10	0	0	36	36	0	0	0	0	36	-	-	×							
21	烏山東	南烏山2-25-10	H27. 11	125	0	145	270	0	0	0	0	270	1000円	-	×									
22	井の頭線	池ノ上	池ノ上	代沢2-42-18	3419-3060	H12. 11	84	36	0	120	0	0	0	120	1500円	-	○					24h		
23	新代田	新代田	代田6-34-13	5300-9298 (明大前南) 定期申込みは 3425-7195	H17. 4 H26. 4移設 (H15. 4)	34	49	0	83	0	0	0	0	83	1800円	-	×					24h		
24		東松原	東松原	松原5-2-12	H17. 4 (H9. 4)	0	0	68	68	0	0	0	0	68	-	-	×					24h		
25	小田急線	東北沢	なし																			24h		
26		下北沢	下北沢	北沢2-2-13	3481-6251 (北沢タウン ホール1階 駐輪場受付)	H15. 8 (H6. 9)	0	91	0	91	0	0	0	0	91	-	-	×					24h	
27			下北沢第二	北沢1-38-10		H15. 8 (H11. 1)	0	78	0	78	0	0	0	0	78	-	-	×						
28			下北沢第三	北沢1-40-11		H22. 2	143	0	0	143	0	0	0	0	143	1800円	-	○						24h
29			下北沢東	北沢1-46先		H30. 4	0	0	98	98	0	0	0	0	98	-	-	×						
30	下北沢北	北沢2-25先	(H13. 2)										(45)	無料	×									
31	世田谷代田	なし																				24h		
32	梅ヶ丘	なし																				24h		
33	豪徳寺	なし																				24h		
34	経堂	経堂南	経堂1-12-11	3439-5190	H3. 9 (S58. 4)	0	351	0	351	0	6	0	6	357	-	-	○	○				24h		
35		千歳船橋	千歳船橋北	船橋1-13-2	3428-3756	H4. 3	296	196	0	492	1	0	1	493	2000円	3000円	○	○	○				24h	
36			千歳船橋南	桜丘2-22-1	5477-1133	H6. 4	290	118	0	408	0	0	0	0	408	2000円	-	○					24h	
37			千歳船橋西	桜丘5-21	3428-3756 (千歳船橋北)	H30. 11	41	0	0	41	0	0	0	0	41	1800円	-	×						
38	祖師ヶ谷大蔵	なし																				24h		
39	成城学園前	成城北第二	成城6-14-10	3484-9722	H4. 4	0	780	0	780	0	8	0	8	788	-	-	○	○				24h		
40	喜多見	なし																				24h		
41	田園都市線	池尻大橋	池尻大橋	池尻3-2先		H23. 4 (S57. 2)	0	249	200	449	0	30	0	30	479	-	-	×				24h		
42		三軒茶屋	三軒茶屋北	太子堂2-16-1	3419-2191 (三軒茶屋北)	H8. 5	109	0	0	109	0	0	0	0	109	2000円	-	○					24h	
43			三軒茶屋北第二	太子堂2-20-4		H17. 4	247	0	0	247	0	0	0	0	247	1800円	-	×						
44			三軒茶屋北第三	太子堂2-16-11		H24. 11	0	0	60	60	0	0	0	0	60	-	-	×						
45			三軒茶屋中央	三軒茶屋2-11先		090-4963- 2690	H10. 11	480	293	240	1,013	3	40	0	43	1,056	1800円 1500円	3000円	○	○	○			
46		三軒茶屋西	太子堂4-20-8	3410-2408 (三軒茶屋西)	H15. 8	200	50	0	250	0	0	0	0	250	1800円	-	○							
47		三軒茶屋二丁目	三軒茶屋2-14-9	H17. 4	0	0	207	207	0	0	0	0	0	207	-	-	×							
48		駒沢大学	駒沢	駒沢2-6-17	3795-7931	S59. 5 (S57. 3)	341	151	0	492	14	4	0	18	510	2000円	3000円	○	○	○			24h	
49		駒沢第二	上馬4-3-20	3413-4345	H30. 11	300	0	100	400	0	0	0	0	400	1800円 2000円	-	○	○						
50		桜新町	桜新町	桜新町2-7-15	3427-7346	S59. 12 (S56. 2)	1,414	1,142	0	2,556	42	14	0	56	2,612	1800円	3000円	○	○	○			24h	
51	用賀	用賀	用賀4-5-5先	3707-6241	S60. 12 (S56. 4)	1,036	552	0	1,588	36	12	0	48	1,636	1800円 1500円	3000円	○	○	○			24h		
52		用賀西	用賀4-9-8	3700-7917 (用賀西)	H5. 10	364	101	0	465	0	0	0	0	465	2000円	-	○					24h		
53		用賀西第二	用賀4-10先	H9. 12 (H8. 3)	181	0	0	181	0	0	0	0	0	181	1800円	-	×							
54	二子玉川	二子玉川西	玉川3-15-3	3709-2815 (二子玉川西)	H10. 9	1,395	440	0	1,835	7	32	0	39	1,874	1500円 1300円	3000円	○	○	○			24h		
55		二子玉川西多摩塚	玉川1-12-7先	H17. 7	169	0	0	169	0	0	0	0	169	1500円	-	×								
56	自由が丘	自由が丘駅第一	奥沢5-42-14	3722-7371	H18. 12	235	150	0	385	15	9	0	24	409	2000円 1800円	3000円	○	○				24h		
57	尾山台	尾山台	尾山台3-34-14	5706-9455 (尾山台)	H3. 4	295	231	0	526	15	12	0	27	553	1800円	3000円	○	○				24h		
58	九品仏	九品仏南	奥沢6-25-9	H6. 11	87	52	0	139	0	0	0	0	139	1800円	-	×								
59	等々力	等々力	等々力3-2-2	3705-3741	S61. 4 (S54. 3)	109	175	0	284	18	6	0	24	308	1800円	3000円	○	○				24h		
60	上野毛	上野毛北	上野毛1-27-13	3702-3869	H7. 11	162	87	0	249	0	0	0	0	249	2000円 1800円	-	○	○				24h		
61	奥沢	なし																				24h		
62	世田谷線	松原	松原	赤堤4-1-1先	5300-9298 (明大前南) 定期申込みは 3425-7195	H21. 12 (S58. 1)	75	71	0	146	8	6	0	14	160	1800円	3000円	×					24h	
63		宮の坂	なし																					
64		上町	上町	世田谷3-3先外	3425-7195	H21. 4	75	0	0	75	0	0	0	0	75	1500~ 2000円	-	×						

# 自転車ネットワーク計画図



＜世田谷区が管理する道路＞

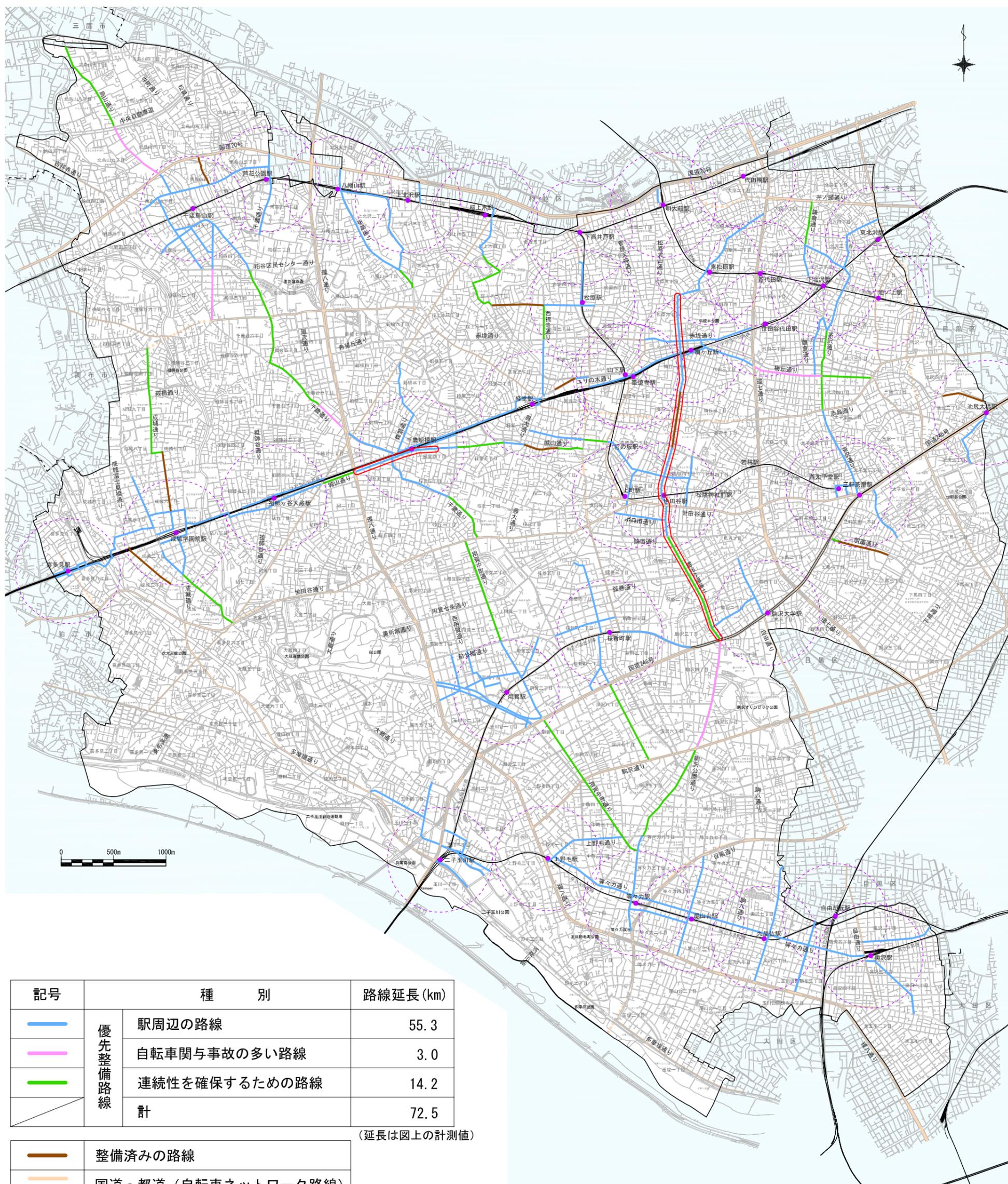
記号 ※1	整備形態 ※2
	自転車専用通行帯 ※3
	自転車走行帯
	自転車走行位置表示
	利用環境・ルール検討路線 ※4

＜国道・都道＞

	国道・都道の自転車ネットワーク路線（整備形態は各道路管理者が定める。）
--	-------------------------------------

世田谷区自転車ネットワーク計画路線延長 合計 167.4 km

# 優先整備路線図



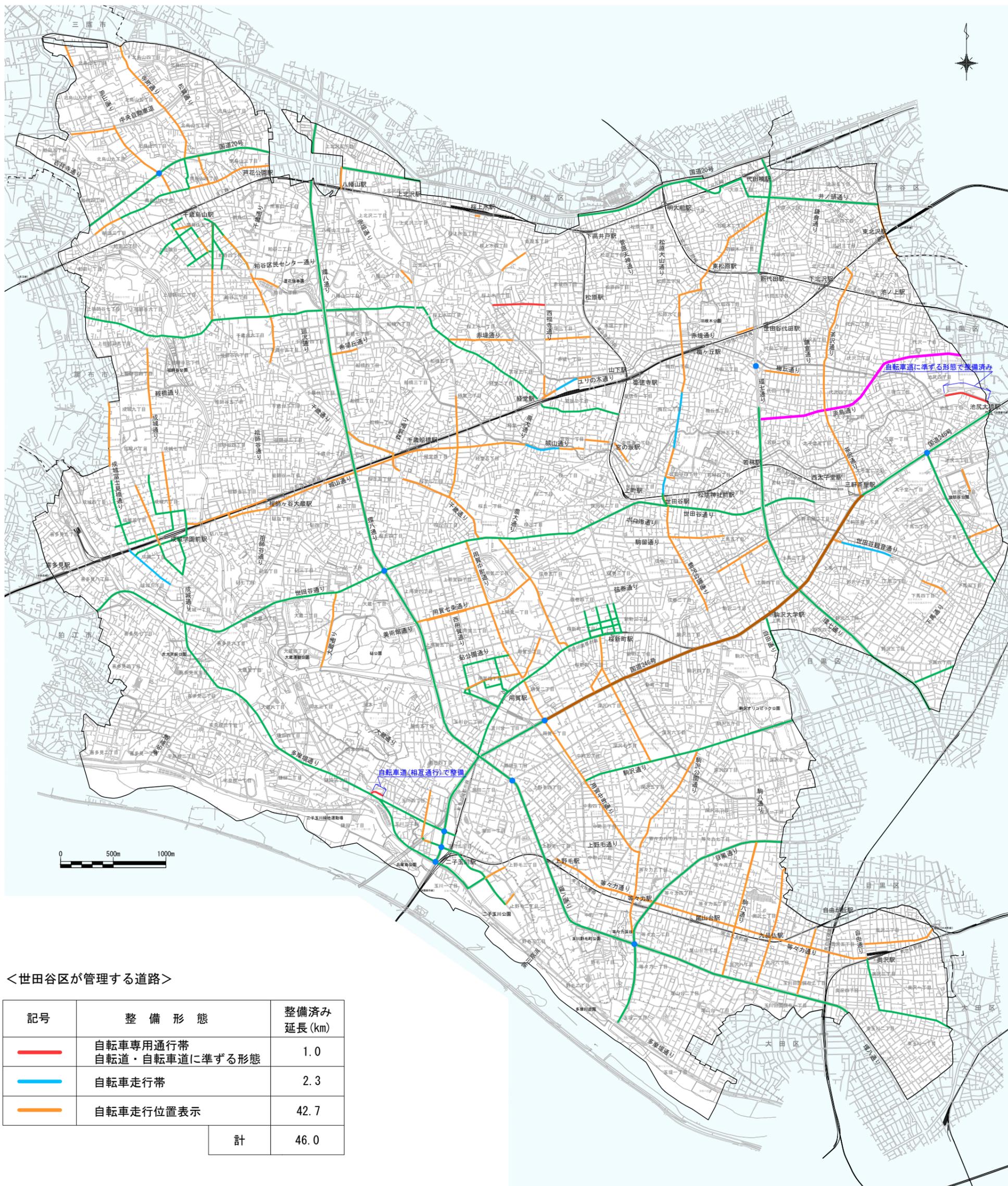
記号	種別	路線延長 (km)
	優先整備路線	駅周辺の路線
		自転車関与事故の多い路線
		連続性を確保するための路線
		計
		72.5

(延長は図上の計測値)

	整備済みの路線
	国道・都道 (自転車ネットワーク路線)
	駅を中心とした半径500mのエリア
	早期に整備を予定している区間

# 自転車通行空間整備箇所図

令和4年4月1日現在



## <世田谷区が管理する道路>

記号	整備形態	整備済み延長 (km)
	自転車専用通行帯 自転車・自転車道に準ずる形態	1.0
	自転車走行帯	2.3
	自転車走行位置表示	42.7
	計	46.0

## <国・東京都が管理する道路>

	国道246号 (三軒茶屋～用賀一丁目交差点 : 約3.8km)
	都道淡島通り (約2.1km)

## <交通管理者による整備 (H30まで)>

	交通管理者による整備 (自転車ナビマーク, ナビライン)
--	------------------------------

※ 交通管理者による実績はH30.3末現在のデータによる。